

田総川漁業協同組合内水共第 33 号、内水共第 34 号及び
内水共第 35 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、田総川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 33 号、内水共第 34 号及び内水共第 35 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条の規定による場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種、漁具、漁法		イ 統数又は規模
うなぎ	つけばり	1 人当たり 1 日 50 本以内
	かご	1 人 5 統以内
ます (やまめ)	たも網	たも網の口径 30cm 以下

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から 11 月 30 日まで。ただし、投網による遊漁にあっては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。（あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）

こい、うなぎ	1月1日から12月31日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。 (あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。)
ます(やまめ)	3月1日から8月31日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。 (あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。)

2 前項の公示は、組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる水産動物は、イ欄に掲げる区域において、それぞれウ欄に掲げる期間中採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	庄原市総領町稲草田中橋から上流 20mより下流域	9月1日から10月31日まで
全魚種	川井堰堤より上流及び下流各 50m の区間	通年

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
こい、ます(やまめ)	全長 15cm 以下
うなぎ	全長 30cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小中学校の生徒の場合は無料、肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 2,000円
		1年 8,000円
ます(やまめ)		1日 2,000円
		1年 5,000円
こい、うなぎ		1日 1,000円
		1年 2,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	投網	1日 2,000円
こい	投網	1年 8,000円
ます(やまめ)	たも網、投網	
うなぎ	つけばり、かご	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納付場所 電話番号

(1) 広島県庄原市総領町下領家 278 番地 田総川漁業協同組合 (0824) 88-3067

(2) その他組合が指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは

しないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可があつた日から施行する。

(別記)

(様式第1号)

遊 漁 承 認 証

表

裏

No. _____
遊漁承認証
次のとおり遊漁を承認します。
1. 遊 漁 者
住 所
氏 名
生年月日 (年令 才)
2. 承認期間
3. 魚 種
4. 漁具・漁法
5. 遊漁区域
6. 遊漁料
年 月 日
田総川漁業協同組合 ㊞

注 意 事 項
1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。

(様式第2号)

漁 場 監 視 員 証

表

裏

No. _____
漁場監視員証
次の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
住 所
氏 名 (年令 才)
有効期限
年 月 日～ 年 月 日
年 月 日
田総川漁業協同組合 ㊞

注 意 事 項
1. 巡視中は、必ずこの証を携帯すること。
2. 規則励行に関し必要な指示を行うこと。
3. 違反を発見したときは、丁寧に正しく処理し、速やかに組合事務所に報告すること。